

2025年3月3日

お客様各位

豊田信用金庫

預金規定の一部改正のお知らせ

平素より、豊田信用金庫をご利用いただきありがとうございます。
今般、各種預金規定の内容を見直し、下記の通り一部改正しますのでお知らせします。
なお、改正後の預金規定は、当金庫ホームページにて閲覧いただけます。

記

1. 改正日

2025年3月3日

2. 改正する預金規定

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ・当座勘定規定（一般用） | ・変動金利定期預金規定 |
| ・当座勘定規定（専用約束手形口用） | ・定額複利預金規定 |
| ・普通預金規定（決済用普通預金を含む） | ・定期積金（スーパー積金）規定 |
| ・総合口座取引規定 | |
| ・貯蓄預金規定 | ・外貨預金共通規定 |
| ・納税準備預金規定 | ・外貨普通預金規定 |
| ・通知預金規定 | ・外貨定期預金規定 |
| ・期日指定定期預金規定 | ・自動継続型外貨定期預金規定 |
| ・自由金利型定期預金(M型)規定（スーパー定期） | |
| ・自由金利型定期預金規定（大口定期預金） | |

3. 主な改正内容

- | |
|--|
| (1) 取引制限条項の追加
・1年以上利用のない口座や日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合に係る取引制限の内容を追加。 |
| (2) 解約条項の追加
・暴力団員等の要件に「暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者」を追加。
・実質的支配者に関する文言を追加。 |

4. 改正内容

別紙のとおり、改正を行います。

以上

当座勘定規定(専用約束手形口用)

改正前	改正後	備考
<p>20. (反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、<u>後記第21条</u>第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第21条</u>第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p>20. (反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、<u>第22条</u>第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第22条</u>第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p>条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>21. (取引の制限等) <u>(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(5)前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>21. (解約) (1)この取引は、<u>本人</u>の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします</p> <p>(2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この<u>(追加)</u>解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この<u>(追加)</u>解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①・・・略・・・ (追加)</p> <p>②・・・略・・・ (追加)</p>	<p>22. (解約) (1)この取引は、<u>当事者の一方</u>の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします</p> <p>(2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この<u>取引停止・解約</u>によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この<u>取引停止・解約</u>により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>②この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>③・・・略・・・</p> <p>④本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>⑤本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</p> <p>A.・・・略・・・</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p> <p>D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>当座勘定規定(一般用)の規定に合わせ変更。</p> <p>解約事由の追加。</p>
<p>(3)・・・略・・・</p>	<p>(3)・・・略・・・</p>	<p>変更なし。</p>
<p>(4)当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合には、その通知が遅延または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。(追加)</p>	<p>(4)当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合には、その通知が遅延または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、この預金について、<u>口座開設後1年を超えて入金がなくまたは預金全額の払戻しがない</u>などにより、預金残高がない状態が1年以上続いた場合は、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(5)・・・略・・・</p>	<p>(5)・・・略・・・</p>	<p>変更なし。</p>
<p>(6)・・・略・・・</p>	<p>(6)・・・略・・・</p>	<p>変更なし。</p>
<p>22. (取引終了後の処理)～27. (規定の変更)</p>	<p>23. (取引終了後の処理)～28. (規定の変更)</p>	<p>条番号繰下。</p>

普通預金規定(決済用普通預金を含む)

改正前	改正後	備考
<p>6. (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、店頭表示する毎日の利率によって計算のうえ毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、決済用普通預金<u>(追加)</u>には利息をつけません。</p>	<p>6. (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、店頭表示する毎日の利率によって計算のうえ毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、決済用普通預金<u>(無利息型普通預金)</u>には利息をつけません。</p>	<p>文言の追加。</p>
<p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1)個人のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後にを行います。この場合、相当の期間をおき<u>(追加)</u>ます。</p> <p>(5)・・・略・・・</p>	<p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1)個人のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法</u>により当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法</u>により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後にを行います。この場合、相当の期間をおき、<u>また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(5)・・・略・・・</p>	<p>届出方法の多様化に対応。</p> <p>変更なし。</p> <p>届出方法の多様化に対応。</p> <p>証書(通帳)の再発行にあたり保証人を求める場合があることに対応。</p> <p>表記の修正。</p>
<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第15条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>14. (取引の制限等) (1)・・・略・・・</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、<u>(追加)</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>14. (取引の制限等) (1)・・・略・・・</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p> <p><u>(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(5)前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p> <p>取引制限事由の追加。</p> <p>取引制限事由の追加。</p>
<p>15. (解約等) (1)・・・略・・・</p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>②・・・略・・・ (追加)</p> <p>③この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、<u>(追加)</u>経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④・・・略・・・</p>	<p>15. (解約等) (1)・・・略・・・</p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>②・・・略・・・</p> <p>③当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事実および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</p> <p>④この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑤・・・略・・・</p>	<p>変更なし。</p> <p>解約事由の追加。</p>

普通預金規定（決済用普通預金を含む）

改正前	改正後	備考
<p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれか（追加）に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員（追加） C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者（追加）</p>	<p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者</p> <p>③ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>④・・・略・・・</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。（追加）また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p>	<p>(4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、この預金について、口座開設後1年を超えて入金がなくまたは預金全額の払戻しとなされるなどにより、預金残高がない状態が1年以上続いた場合は、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(5)前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出（追加）を求めることがあります。</p>	<p>(5)前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>取引制限口座の制限解除または解約に当たり保証人を求める場合があることに対応。</p>

以上

総合口座取引規定

改正前	改正後	備考
<p>9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき（追加）ます。</p> <p>(4)・・・略・・・</p> <p>(5)・・・略・・・</p> <p>10.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(4)・・・略・・・</p> <p>(5)・・・略・・・</p> <p>10.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>届出方法の多様化に対応。</p> <p>変更なし。</p> <p>証書（通帳）の再発行に当たり保証人を求める場合があることに対応。</p> <p>変更なし。</p> <p>変更なし。</p> <p>変更なし。</p> <p>表記の修正。</p> <p>表記の修正。</p> <p>表記の修正。</p>
<p>14.（取引の制限等）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、（追加）もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき、当金庫が認める場合、前2項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>14.（取引の制限等）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融</u>、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(5)前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき、当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>変更なし。</p> <p>取引制限事由の追加。</p> <p>取引制限事由の追加。</p> <p>取引制限事由の追加。</p> <p>取引制限事由の追加。</p> <p>変更なし。</p>
<p>15.（解約等）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。（追加）</p>	<p>16.（解約等）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。また、この預金について、口座開設後1年を超えて入金がなくまたは預金全額の払戻しとなされるなどにより、預金残高がない状態が1年以上続いた場合は、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。</p>	<p>解約事由の追加。</p>

総合口座取引規定

改正前	改正後	備考
<p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、(追加)経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>③ 預金者が、次のいずれか(追加)に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 (追加)</p> <p>④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前各号に準ずる行為</p>	<p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>③ 預金者が、次のいずれか(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者</p> <p>④ 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>⑤ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(4)前2項に基づく解約をした場合に、次条の差引計算等によりなお普通預金の残高があるときは、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出(追加)を求めることがあります。</p>	<p>(4)前三項に基づく解約をした場合に、次条の差引計算等により普通預金の残高があるときは、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>表記の修正。</p> <p>取引制限口座の制限解除または解約にあり保証人を求める場合があることに対応。</p>

以上

貯蓄預金規定

改正前	改正後	備考
<p>8. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)</p> <p>(1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元金金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき(追加)ます。</p> <p>(4)・・・略・・・</p>	<p>8. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)</p> <p>(1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元金金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(4)・・・略・・・</p>	<p>届出方法の多様化に対応。</p> <p>変更なし。</p> <p>証書(通帳)の再発行にあたり保証人を求める場合があることに対応。</p> <p>変更なし。</p>
<p>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第16条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>表記の修正。</p>
<p>15. (取引の制限等)</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、(追加)もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合においては、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>15. (取引の制限等)</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合においては、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(4)日本国籍を保有せず在留期間のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届けてください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p>	<p>変更なし。</p> <p>取引制限事由の追加。</p> <p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(3)前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたときと当金庫が認める場合、前二項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>(5)前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>16. (解約等)</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合(追加)</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、(追加)経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④・・・略・・・</p>	<p>16. (解約等)</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や届出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</p> <p>④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑤・・・略・・・</p>	<p>変更なし。</p> <p>解約事由の追加。</p>

貯蓄預金規定

改正前	改正後	備考
<p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>②預金者が、次のいずれか（追加）に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 （追加） C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者 （追加）</p>	<p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>②預金者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者</p> <p>③預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>④・・・略・・・</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。（追加）また、法令に基づく場合にも同様に行うことができます。</p>	<p>(4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、この預金について、口座開設後1年を超えて入金がなくまたは預金金額の払戻しがないなどにより、預金残高がない状態が1年以上続いた場合は、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うことができます。</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(5)前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出（追加）を求めることがあります。</p>	<p>(5)前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>取引制限口座の制限解除または解約にあたり保証人を求める場合があることに対応。</p>

以上

納税準備預金規定

改正前	改正後	備考
<p>8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1)個人がこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき（追加）ます。</p> <p>(5)・・・略・・・</p>	<p>8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1)個人がこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることとあります。</p> <p>(5)・・・略・・・</p>	<p>届出方法の多様化に対応。</p> <p>変更なし。</p> <p>届出方法の多様化に対応。</p> <p>証券（通帳）の再発行にあたり保証人を求める場合があることに対応。</p> <p>変更なし。</p> <p>表記の修正。</p>
<p>13.（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この預金口座は、第15条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>13.（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この預金口座は、第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>14.（取引の制限等）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、（追加）もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p>	<p>14.（取引の制限等）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、拡散金融、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p>	<p>取引制限事由の追加。</p> <p>取引制限事由の追加。</p> <p>取引制限事由の追加。</p>
<p>15.（解約等）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>②この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合（追加）</p> <p>③この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、（追加）経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④・・・略・・・</p>	<p>15.（解約等）</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>②この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</p> <p>④この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑤・・・略・・・</p>	<p>変更なし。</p> <p>解約事由の追加。</p>

納税準備預金規定

改正前	改正後	備考
(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ② 預金者が、次のいずれか（追加）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 （追加） C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者 （追加）	(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ② 預金者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者 ③ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ④・・・略・・・	解約事由の追加。
(4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。（追加）また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。	(4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、この預金について、口座開設後1年を超えて入金がなくまたは預金全額の払戻しながされるなどにより、預金残高がない状態が1年以上続いた場合は、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。	解約事由の追加。
(5)前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出（追加）を求めることがあります。	(6)前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。	取引制限口座の制限解除または解約にあたり保証人を求める場合があることに対応。

以上

通知預金規定

改正前	改正後	備考
2.（預金の支払時期等） (1)・・・略・・・ (2)第11条第3項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。なお自動満期型を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。	2.（預金の支払時期等） (1)・・・略・・・ (2)第12条第3項および第4項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。なお自動満期型を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。	変更なし。 条番号繰下に伴う変更。
5.（届出事項の変更、通帳、証書の再発行等） (1)個人がこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2)・・・略・・・ (3)個人以外のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (4)通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳、証書の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき（追加）ます。 (5)・・・略・・・	5.（届出事項の変更、通帳、証書の再発行等） (1)個人がこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。 (2)・・・略・・・ (3)個人以外のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (4)通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳、証書の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (5)・・・略・・・	届出方法の多様化に対応。 変更なし。 届出方法の多様化に対応。
6.（成年後見人等の届出） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。 (4)前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。 (5)前4項の届出の前に、生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	6.（成年後見人等の届出） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。 (4)前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。 (5)前4項の届出の前に、生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	変更なし。 変更なし。 表記の修正。 表記の修正。
8.（盗難通帳、証書による払戻し等） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳、証書が盗取された日（通帳、証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な預金払戻しまたは不正な解約による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4)・・・略・・・ (5)・・・略・・・ (6)・・・略・・・ (7)・・・略・・・	8.（盗難通帳、証書による払戻し等） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳、証書が盗取された日（通帳、証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な預金払戻しまたは不正な解約による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4)・・・略・・・ (5)・・・略・・・ (6)・・・略・・・ (7)・・・略・・・	変更なし。 変更なし。 表記の修正。
10.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	10.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第12条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	条番号繰下に伴う変更。
(新設) (新設)	11.（取引の制限等） (1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法等への接触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(5)前各項目に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法等への接触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、前各項目にもとづく当該取引の制限を解除します。	取引制限事由の追加。
11.（預金の解約） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	12.（預金の解約） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	条番号繰下。 変更なし。

通知預金規定

改正前	改正後	備考
(新設)	(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合 ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	解約事由の追加。
(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 預金者が、次のいずれか（追加）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 （追加） C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる行為 （追加）	(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 預金者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者 ③ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A. ……略…… B. ……略…… C. ……略…… D. ……略…… E. その他前記AからDに準ずる行為	解約事由の追加。
(4) ……略……	(5) ……略……	項番号繰下。
(5) 前四項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出（追加）を求めることがあります。	(6) 前四項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。	取引制限口座の制限解除または解約に当たり保証人を求める場合があることに対応。
12.（通知等）～16.（規定の変更）	13.（通知等）～16.（規定の変更）	条番号繰下。

以上

期日指定定期預金規定

改正前	改正後	備考
2.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	2.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第4条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。
(新設) (新設)	3.（取引の制限等） (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(3) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(4) 日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本部に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。	取引制限事由の追加。
3.（預金の解約、書替継続） (1) ……略……	4.（預金の解約、書替継続） (1) ……略……	条番号繰下。
(2) この預金の全部または一部（一部は期日指定定期預金・定額複利預金に限る。）を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。	(2) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。	不要な説明文削除。
(新設)	(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合 ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	解約事由の追加。

期日指定定期預金規定

改正前	改正後	備考
<p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 (追加)</p> <p>② 預金者が、次のいずれか(追加)に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前各号に準ずる者 (追加)</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前各号に準ずる者</p>	<p>(4)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>③ 預金者が、次のいずれか(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者</p> <p>④ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>⑤ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(4)第三項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めています。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p>	<p>(5)第二項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めています。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p>	<p>項番号繰下に伴う変更。</p>
<p>4. (満期自動解約処理)</p> <p>第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱いします。</p> <p>(1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>5. (満期自動解約処理)</p> <p>第4条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱いします。</p> <p>(1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。</p> <p>変更なし。 変更なし。</p>
<p>6. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)</p> <p>(1)個人がこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)この証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき(追加)ます。</p> <p>(5)この証書(通帳)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>	<p>6. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)</p> <p>(1)個人がこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める場合があります。</p> <p>(5)証書(通帳)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>	<p>条番号繰下。 届出方法の多様化に対応。</p> <p>変更なし。 届出方法の多様化に対応。</p> <p>証書(通帳)の再発行にあたり保証人を求める場合があることに対応。</p> <p>表記の修正。</p>
<p>6. (成年後見人等の届出)～12. (預金の支払時期等) ・・・略・・・</p>	<p>7. (成年後見人等の届出)～13. (預金の支払時期等) ・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>
<p>13. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>14. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 変更なし。</p>

期日指定定期預金規定

改正前	改正後	備考
<p>(3)この預金を第3条第1項により満期前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・ ⑥・・・略・・・</p> <p>(4)・・・略・・・</p>	<p>(3)この預金を第4条第1項により満期前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・ ⑥・・・略・・・</p> <p>(4)・・・略・・・</p>	<p>表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>14. (自動継続)～15. (預金の支払時期等) ・・・略・・・</p>	<p>15. (自動継続)～16. (預金の支払時期等) ・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>
<p>16. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>17. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 変更なし。</p>
<p>(3)この預金を第3条第1項により満期前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、継続する場合は、継続の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。</p> <p>(4)・・・略・・・ (5)・・・略・・・ (6)・・・略・・・</p>	<p>(3)この預金を第4条第1項により満期前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、継続する場合は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。</p> <p>(4)・・・略・・・ (5)・・・略・・・ (6)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下に伴う変更。 変更なし。 変更なし。 変更なし。</p>
<p>17. (規定の変更) ・・・略・・・</p>	<p>18. (規定の変更) ・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>

以上

自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期)

改正前	改正後	備考
<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第4条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>3. (取引の制限等) <u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を要求することがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(4) 日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>3. (預金の解約、書替継続) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 変更なし。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u> <u>① 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に關し、偽りがあることが明らかになった場合</u> <u>② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p><u>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> ①・・・略・・・ (追加) <u>② 預金者が、次のいずれか(追加)に該当したことが判明した場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからEに準ずる者 (追加) ③・・・略・・・</p>	<p><u>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> ①・・・略・・・ <u>② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>③ 預金者が、次のいずれか(以下、これらを「暴力団員等」といいます)に該当したことが判明した場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. <u>暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者</u> D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者 <u>④ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. <u>暴力団員等が経営を支配している</u>と認められる関係を有すること B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること</u> D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている</u>と認められる関係を有すること E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ⑥・・・略・・・</p>	<p>解約事由の追加。</p>

自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期)

改正前	改正後	備考
<p>(4) 第二項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p>	<p>(5) 第二項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p>	<p>項番号繰下に伴う変更。</p>
<p>4. (満期自動解約処理) 第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>5. (満期自動解約処理) 第4条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。 変更なし。 変更なし。</p>
<p>5. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (1) 個人のこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2)・・・略・・・</p>	<p>6. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (1) 個人のこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。 (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 届出方法の多様化に対応。 変更なし。</p>
<p>(3) 個人以外のこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (4) この証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき(追加)します。 (5)・・・略・・・</p>	<p>(3) 個人以外のこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (4) この証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (5)・・・略・・・</p>	<p>届出方法の多様化に対応。 証書(通帳)の再発行にあたり保証人を求める場合があることに対応。 変更なし。</p>
<p>6. (成年後見人等の届出) ～12. (預金の支払時期等) 13. (利息) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>7. (成年後見人等の届出) ～13. (預金の支払時期等) 14. (利息) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 変更なし。</p>
<p>(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・</p>	<p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>14. (中間利息定期預金) (1) 中間利息定期預金の利息については、第13条の規定を準用します。 (2)・・・略・・・</p>	<p>16. (中間利息定期預金) (1) 中間利息定期預金の利息については、第14条の規定を準用します。 (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。 表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>15. (預金の支払時期) ・・・略・・・</p>	<p>16. (預金の支払時期) ・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>
<p>16. (利息) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>17. (利息) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 変更なし。</p>
<p>(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・</p>	<p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>(4)・・・略・・・ (5)・・・略・・・</p>	<p>(4)・・・略・・・ (5)・・・略・・・</p>	<p>変更なし。 変更なし。</p>
<p>17. (自動継続) ・・・略・・・</p>	<p>18. (自動継続) ・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>

自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期)

改正前	改正後	備考
18. (利息) (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第17条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	19. (利息) (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第18条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
(3)・・・略・・・	(3)・・・略・・・	変更なし。
(4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・	(4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・	条番号繰下に伴う変更。
(5)・・・略・・・	(6)・・・略・・・	変更なし。
19. (中間利息定期預金) (1) 中間利息定期預金の利息については、第18条の規定を準用します。	20. (中間利息定期預金) (1) 中間利息定期預金の利息については、第19条の規定を準用します。	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
20. (自動継続) ・・・略・・・	21. (自動継続) ・・・略・・・	条番号繰下。
21. (利息) (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳記載の利率（継続後の預金については第19条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。	22. (利息) (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳記載の利率（継続後の預金については第21条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・	(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・	条番号繰下に伴う変更。
(4)・・・略・・・	(4)・・・略・・・	変更なし。
(5)・・・略・・・	(5)・・・略・・・	変更なし。
22. (規定の変更) ・・・略・・・	23. (規定の変更) ・・・略・・・	条番号繰下。

以上

自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)

改正前	改正後	備考
2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第4条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。
(新設) (新設)	3. (取引の制限等) <u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>(4) 日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消された当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</u>	取引制限事由の追加。
(新設)		取引制限事由の追加。
(新設)		取引制限事由の追加。
(新設)		取引制限事由の追加。
3. (預金の解約、書替継続) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	4. (預金の解約、書替継続) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	条番号繰下。
(新設)	(3) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <u>(1) 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</u> <u>(2) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u>	解約事由の追加。
(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ (追加)	(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ <u>(2) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> (3) 預金者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者 (追加)	解約事由の追加。
(2) 預金者が、次のいずれか（追加）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者 (追加)	(3) 預金者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者 (4) 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (5)・・・略・・・	

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

改正前	改正後	備考
(4)第2項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。	(4)第2項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。	項番号繰下に伴う変更。
4.（満期自動解約処理） 第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書（通帳）に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	5.（満期自動解約処理） 第4条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書（通帳）に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
5.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等） (1)個人のこの預金の取引において、この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2)・・・略・・・ (3)個人以外のこの預金の取引において、この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	6.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等） (1)個人のこの預金の取引において、この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。 (2)・・・略・・・ (3)個人以外のこの預金の取引において、この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	条番号繰下。 届出方法の多様化に対応。
(4)この証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき（追加）ます。 (5)・・・略・・・	(4)この証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (5)・・・略・・・	証書（通帳）の再発行にあたり保証人を求める場合があることに対応。
6.（成年後見人等の届出）～12.（預金の支払時期） ・・・略・・・	7.（成年後見人等の届出）～13.（預金の支払時期） ・・・略・・・	条番号繰下。
18.（利息） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3)この預金を第3条第1項により満期前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）によって次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	14.（利息） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3)この預金を第4条第1項により満期前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）によって次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	条番号繰下。 変更なし。
(4)・・・略・・・	(4)・・・略・・・	変更なし。
14.（自動継続） ・・・略・・・	15.（自動継続） ・・・略・・・	条番号繰下。
16.（利息） (1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第15条第2項の利率、以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3)・・・略・・・	16.（利息） (1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第15条第2項の利率、以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3)・・・略・・・	条番号繰下。 表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。
(4)この預金を第3条第1項により満期前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）によって次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	(4)この預金を第4条第1項により満期前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）によって次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	条番号繰下に伴う変更。
(5)・・・略・・・	(5)・・・略・・・	変更なし。
16.（規定の変更） ・・・略・・・	17.（規定の変更） ・・・略・・・	条番号繰下。

以上

変動金利定期預金規定

改正前	改正後	備考
2.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	2.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第4条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。
(新設) (新設)	3.（取引の制限等） (1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(5)前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。	取引制限事由の追加。
3.（預金の解約、書替継続） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	4.（預金の解約、書替継続） (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	条番号繰下。 変更なし。
(新設)	(3)次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出した氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合 ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	解約事由の追加。
(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ (追加)	(4)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ③ 預金者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者 (追加)	解約事由の追加。
③・・・略・・・	⑤・・・略・・・	

変動金利定期預金規定

改正前	改正後	備考
(4) 第2項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。	(4) 第2項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。	項番号繰下に伴う変更。
4. (満期自動解約処理) 第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書（通帳）に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱いします。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	5. (満期自動解約処理) 第4条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書（通帳）に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱いします。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
5. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (1)個人がこの預金の取引において、この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2)・・・略・・・	6. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (1)個人がこの預金の取引において、この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。 (2)・・・略・・・	条番号繰下。 届出方法の多様化に対応。
(3)個人以外のこの預金の取引において、この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	(3)個人以外のこの預金の取引において、この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	変更なし。 届出方法の多様化に対応。
(4)この証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき（追加）ます。	(4)この証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	証書（通帳）の再発行に当たり保証人を求める場合があることに対応。
(5)・・・略・・・	(6)・・・略・・・	変更なし。
6. (成年後見人等の届出) ～13. (利率の変更) ・・・略・・・	7. (成年後見人等の届出) ～14. (利率の変更) ・・・略・・・	条番号繰下。
14. (利息) (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」といいます。）について証書（通帳）記載の中間払利率（第13条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日以降に、指定口座へ入金します。 ② 中間払日数および証書（通帳）記載の利率（第13条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。	15. (利息) (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」といいます。）について証書（通帳）記載の中間払利率（第14条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日以降に、指定口座へ入金します。 ② 中間払日数および証書（通帳）記載の利率（第14条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	(3)この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	条番号繰下に伴う変更。
(4)・・・略・・・	(4)・・・略・・・	変更なし。
15. (預金の支払時期) ～16. (利率の変更) ・・・略・・・	16. (預金の支払時期) ～17. (利率の変更) ・・・略・・・	条番号繰下。
17. (利息) (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書（通帳）記載の利率（第16条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2)・・・略・・・	18. (利息) (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書（通帳）記載の利率（第17条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2)・・・略・・・	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・ ⑥・・・略・・・	(3)この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・ ⑥・・・略・・・	条番号繰下に伴う変更。
(4)・・・略・・・	(4)・・・略・・・	変更なし。
18. (自動継続) ～19. (利率の変更) ・・・略・・・	19. (自動継続) ～20. (利率の変更) ・・・略・・・	条番号繰下。

変動金利定期預金規定

改正前	改正後	備考
20. (利息) (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」といいます。）について証書（通帳）記載の中間払利率（第19条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日に指定口座へ入金します。 ② 中間払日数および証書（通帳）記載の利率（第19条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第18条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。	21. (利息) (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」といいます。）について証書（通帳）記載の中間払利率（第20条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日に指定口座へ入金します。 ② 中間払日数および証書（通帳）記載の利率（第19条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第19条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	(3)この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・	条番号繰下に伴う変更。
(4)・・・略・・・	(4)・・・略・・・	変更なし。
21. (自動継続) ～22. (利率の変更) ・・・略・・・	22. (自動継続) ～23. (利率の変更) ・・・略・・・	条番号繰下。
23. (利息) (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書（通帳）記載の利率（第22条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。 (2)・・・略・・・	24. (利息) (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書（通帳）記載の利率（第23条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。 (2)・・・略・・・	条番号繰下。 変更なし。
(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下おなじです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・ ⑥・・・略・・・	(3)この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下おなじです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ ⑤・・・略・・・ ⑥・・・略・・・	条番号繰下に伴う変更。
(4)・・・略・・・	(4)・・・略・・・	変更なし。
24. (規定の変更) ・・・略・・・	25. (規定の変更) ・・・略・・・	条番号繰下。

定額複利預金規定

改正前	改正後	備考
<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第4条第4項各号のいずれにも該当しない場合には利用することができ、第4条第4項各号のいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>3. (取引の制限等) <u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(4) 日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</u></p>	<p>取引制限事由の追加。</p>
<p>3. (預金の解約、書替継続) (1)・・・略・・・</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続) (1)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>
<p>(2) この預金の全部または一部 (<u>一部は期日指定定期預金・定額複利預金に限る。</u>) を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p>	<p>(2) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p>	<p>不要な説明文削除。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 次の各号のいずれにも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出したあつた氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u> ① 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合 ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p>解約事由の追加。</p>

定額複利預金規定

改正前	改正後	備考
<p><u>(3) 前項のほか、次の各号のいずれにも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> ①・・・略・・・ (追加)</p> <p>② 預金者が、次のいずれか (追加) に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者 (追加)</p> <p>③・・・略・・・</p>	<p><u>(4) 前項のほか、次の各号のいずれにも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> ①・・・略・・・ ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ③ 預金者が、次のいずれか (以下、これらを「暴力団員等」といいます。) に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者 ④ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ⑤・・・略・・・</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(4) 第二項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めるとあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p>	<p>(5) 第二項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めるとあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p>	<p>表記の修正。</p>
<p>4. (満期自動解約処理) 第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>5. (満期自動解約処理) 第4条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>5. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (1) 個人のこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2)・・・略・・・</p>	<p>6. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (1) 個人のこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。 (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。 届出方法の多様化に対応。</p>
<p>(3) 個人以外はこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前には生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(3) 個人以外はこの預金の取引において、この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前には生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>届出方法の多様化に対応。</p>
<p>(4) この証書(通帳)または印章を失った場合この預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき (追加) ます。</p>	<p>(4) この証書(通帳)または印章を失った場合この預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p>証書(通帳)の再発行にあたり保証人を求める場合があることに対応。</p>
<p>(5)・・・略・・・</p>	<p>(5)・・・略・・・</p>	<p>変更なし。</p>
<p>6. (成年後見人等の届出) ～12. (預金の支払時期等) ・・・略・・・</p>	<p>7. (成年後見人等の届出) ～13. (預金の支払時期等) ・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>
<p>13. (利息) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>14. (利息) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>
<p>(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>変更なし。 条番号繰下に伴う変更。</p>
<p>(4)・・・略・・・</p>	<p>(4)・・・略・・・</p>	<p>変更なし。</p>
<p>14. (自動継続) ～16. (預金の支払時期等) ・・・略・・・</p>	<p>15. (自動継続) ～16. (預金の支払時期等) ・・・略・・・</p>	<p>条番号繰下。</p>

定額複利預金規定

改正前	改正後	備考
<p>16. (利息) (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約する時は解約日。ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については第14条第2項の利率。）によって6か月複利の方法で計算します。 なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。</p>	<p>17. (利息) (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約する時は解約日。ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については第15条第2項の利率。）によって6か月複利の方法で計算します。 なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。</p>	条番号繰下。 条番号繰下に伴う変更。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
(3)・・・略・・・	(3)・・・略・・・	変更なし。
(4)・・・略・・・	(4)・・・略・・・	変更なし。
(5)・・・略・・・	(5)・・・略・・・	変更なし。
(6) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。	(6) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および、第4条第3項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。	条番号繰下に伴う変更。
(7)・・・略・・・	(7)・・・略・・・	変更なし。
17. (規定の変更) ・・・略・・・	18. (規定の変更) ・・・略・・・	条番号繰下。

以上

定期積金（スーパー積金）規定

改正前	改正後	備考
<p>5. (反社会的勢力との取引拒絶) この積金は、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。</p>	<p>5. (反社会的勢力との取引拒絶) この積金は、第10条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第4項各号のいずれにでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。</p>	表記の修正。 条番号繰下に伴う変更。
<p>6. (給付補填金等の計算) (1)・・・略・・・ (2)約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ①・・・略・・・ ② この積金を第9条第1項により満期日前に解約する場合および、第9条第3項の規定により解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③・・・略・・・ ④・・・略・・・</p>	<p>6. (給付補填金等の計算) (1)・・・略・・・ (2)約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ①・・・略・・・ ② この積金を第10条第1項により満期日前に解約する場合および、第10条第3項および第4項の規定により解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③・・・略・・・ ④・・・略・・・</p>	変更なし。 条番号繰下に伴う変更。
<p>(新設) (新設)</p>	<p>9. (取引の制限等) (1)当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>	取引制限事由の追加。
<p>(新設)</p>	<p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>	取引制限事由の追加。
<p>(新設)</p>	<p>(3)一年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p>	取引制限事由の追加。
<p>(新設)</p>	<p>(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該積金契約者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p>	取引制限事由の追加。
<p>(新設)</p>	<p>(5)前各項に定めるいずれの取引の制限についても積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	取引制限事由の追加。
<p>9. (解約) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	<p>10. (解約) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・</p>	条番号繰下。 変更なし。
	<p>(3) 次の各号のいずれにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出した氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしません。 ① 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって積金契約者について確認した事項および前条第1項に定める積金契約者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合 ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	解約事由の追加。

定期積金（スーパー積金）規定

改正前	改正後	備考
(3) 次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ (追加) ② 積金契約者が、次のいずれか（追加）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者 (追加) ③・・・略・・・ (4)・・・略・・・	(4) 次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ② この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある合理的に認められる場合 ③ 積金契約者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者 ④ 積金契約者が、次のいずれか（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当したことが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ⑤・・・略・・・ (6)・・・略・・・	解約事由の追加。
10. (満期自動解約処理) 第9条第2項の規定にかかわらず、この積金のうち証書（追加）に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込が完了しており、かつ、その他当金庫所定の要件を満たす場合には、次のとおり取扱います。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3) 自動解約され、指定の口座へ入金された後は、当該積金の証書（追加）は無効になります。	11. (満期自動解約処理) 第10条第2項の規定にかかわらず、この積金のうち証書（通帳）に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込が完了しており、かつ、その他当金庫所定の要件を満たす場合には、次のとおり取扱います。 (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3) 自動解約され、指定の口座へ入金された後は、当該積金の証書（通帳）は無効になります。	変更なし。 条番号繰下。 通帳式の満期自動解約型を取扱開始していることに対応。
11. (届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等) (1) 個人がこの積金の取引において、証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2)・・・略・・・ (3) 個人以外のこの積金の取引において、証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (4) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき（追加）ます。 (5)・・・略・・・	12. (届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等) (1) 個人がこの積金の取引において、証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。 (2)・・・略・・・ (3) 個人以外のこの積金の取引において、証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (4) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (6)・・・略・・・	変更なし。 届出方法の多様化に対応。 変更なし。 届出方法の多様化に対応。
12. (成年後見人等の届出)～18. (規定の変更)	13. (成年後見人等の届出)～19. (規定の変更)	変更なし。 条番号繰下。

以上

外貨預金共通規定

改正前	改正後	備考
2. (成年後見人等の届出) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前(1)・(2)項と同様に直ちに書面によって届出てください。 (4) 前(1)から(3)項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。 (5) 前(2)(1)から(4)項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1)・・・略・・・ (2) 前(1)項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ (3) 前(1)項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ (4) 前(1)項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 前(1)項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。	2. (成年後見人等の届出) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・ (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に直ちに書面によって届出てください。 (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。 (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1)・・・略・・・ (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ ③・・・略・・・ ④・・・略・・・ (3) 差(1)項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ①・・・略・・・ ②・・・略・・・ (4) 差(1)項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 差(1)項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。	変更なし。 表記の修正。 表記の修正。 表記の修正。 変更なし。 表記の修正。 表記の修正。 表記の修正。 表記の修正。

以上

外貨普通預金規定

改正前	改正後	備考
8. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第10条(3)項①号、②号AからFおよび③号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条(3)項①号、②号AからFまたは③号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	8. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第10条(3)項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条(3)項各号のいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	表記の修正。
9. (取引の制限等) (1)・・・略・・・	9. (取引の制限等) (1)・・・略・・・	変更なし。
(2)前(1)項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、 (追加) もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、 拡散金融 、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(3)前(2)項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前(2)項にもとづく当該取引の制限を解除します。	(5)前各項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。	取引制限解除事由の追加。
10. (解約等) (1)・・・略・・・	10. (解約等) (1)・・・略・・・	変更なし。
(2)次の各号のいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①・・・略・・・ (追加) ②この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、 (追加) 経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ③・・・略・・・	(2)次の各号のいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①・・・略・・・ ②当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に關し、偽りがあることが明らかになった場合 ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、 拡散金融 、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④・・・略・・・	解約事由の追加。
(3)前(2)項のほか、次の各号のいずれにも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ②預金者が、次のいずれか (追加) に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 (追加) ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前各号に準ずる者	(3)前項のほか、次の各号のいずれにも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ②預金者が、次のいずれか (以下、これらを「暴力団員等」といいます。) に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者 ③預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ④預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前記AからDに準ずる行為	解約事由の追加。

外貨普通預金規定

改正前	改正後	備考
(新設)	(4)前二項のほか、この預金が当金庫ホームページに別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、残高が同表示の一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。	解約事由の追加。
(新設)	(5)前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求めるときには、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。	制限解除請求の規定追加。
11. (届出事項の変更・印章の喪失) (1)印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、 ただちに書面によって 当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	11. (届出事項の変更・印章の喪失) (1)印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、 直ちに当金庫所定の方法により 当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	届出方法の多様化に対応。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。

以上

外貨定期預金規定

改正前	改正後	備考
6. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第10条(4)項①号、②号AからFおよび③号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条(4)項①号、②号AからFまたは③号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	6. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第10条(4)項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条(4)項各号のいずれにも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	表記の修正。
7. (取引の制限等) (1)・・・略・・・	7. (取引の制限等) (1)・・・略・・・	変更なし。
(2)前(1)項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、(追加)もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、 <u>拡散金融</u> 、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(4)日本国籍を保有せず在留期間のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(3)前(2)項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、 <u>取引の一部を制限した理由</u> が解消されたと当金庫が認める場合、前(2)項にもとづく当該取引の制限を解除します。	(5)前各項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、 <u>マネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融</u> もしくは <u>経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に</u> が解消されたと当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。	取引制限解除事由の追加。
9. (為替予約) この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める「外国為替予約約定書(外貨普通預金・外貨定期預金(追加))」または「外国為替取引約定書」の各条項によります。	9. (為替予約) この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める「外国為替予約約定書(外貨普通預金・外貨定期預金(用))」または「外国為替取引約定書」の各条項によります。	脱字修正。
10. (預金の解約、書替継続) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	10. (預金の解約、書替継続) (1)・・・略・・・ (2)・・・略・・・	変更なし。
(3)次の各号のいずれにも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①・・・略・・・ (追加)	(3)次の各号のいずれにも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①・・・略・・・ ②当金庫が法で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第7条第1項に定める預金者情報等の各種確認や届出された資料に関し、偽りがあることが明らかにになった場合 ③この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、 <u>拡散金融</u> 、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④・・・略・・・	変更なし。 解約事由の追加。
②この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、(追加)経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ③・・・略・・・		

外貨定期預金規定

改正前	改正後	備考
(4)前(3)項のほか、次の各号のいずれにも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ②預金者が、次のいずれか(追加)に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 (追加)	(4)前項のほか、次の各号のいずれにも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ②預金者が、次のいずれか(以下、これらを「 <u>暴力団員等</u> 」 <u>と</u> いいます。)に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. <u>暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者</u> D. <u>暴力団準構成員</u> E. <u>暴力団関係企業</u> F. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> G. その他前記AからFに準ずる者 ③預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. <u>暴力団員等が経営を支配している</u> と認められる関係を有すること B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用している</u> と認められる関係を有すること D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている</u> と認められる関係を有すること E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ④預金者が、自らまたは第三者を利用して次の <u>いずれか</u> に該当する行為をした場合 A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前記AからDに準ずる行為	解約事由の追加。
③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前各号に準ずる行為		
11. (届出事項の変更、証書・印章の喪失等) (1)証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、 <u>ただちに書面によって</u> 当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	11. (届出事項の変更、証書・印章の喪失等) (1)証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、 <u>直ちに当金庫所定の方法により</u> 当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	届出方法の多様化に対応。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
(3)・・・略・・・	(3)・・・略・・・	変更なし。

自動継続型外貨定期預金規定

改正前	改正後	備考
7. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第11条(4)項①号、②号AからFおよび③号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(4)項①号、②号AからFまたは③号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	7. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第11条(4)項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(4)項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	表記の修正。
8. (取引の制限等) (1)・・・略・・・	8. (取引の制限等) (1)・・・略・・・	変更なし。
(2)前(1)項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、 <u>拡散金融</u> 、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、 <u>拡散金融</u> 、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(新設)	(4)日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	取引制限事由の追加。
(3)前(2)項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、 <u>取引の一部を制限した事由</u> が解消されたとき当金庫が認める場合、前(2)項にもとづく当該取引の制限を解除します。	(5)前各項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、 <u>マネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融</u> もしくは <u>経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に</u> 解消されたとき当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。	取引制限解除事由の追加。
10. (中途解約・為替予約) (1)・・・略・・・	10. (中途解約・為替予約) (1)・・・略・・・	変更なし。
(2) この預金を期日(自動継続後の満期日を含む。)解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める「外国為替予約約定書(外貨普通預金・外貨定期預金(追加))」の各条項によります。	(2)この預金を期日(自動継続後の満期日を含む。)解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める「外国為替予約約定書(外貨普通預金・外貨定期預金出)」の各条項によります。	脱字修正。
11. (預金の解約) (1)・・・略・・・	11. (預金の解約) (1)・・・略・・・	変更なし。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
(3)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①・・・略・・・ (追加)	(3)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①・・・略・・・ ②当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第8条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合 ③この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、 <u>拡散金融</u> 、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④・・・略・・・	解約事由の追加。
②この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、(追加)経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ③・・・略・・・		

自動継続型外貨定期預金規定

改正前	改正後	備考
(4)前(3)項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ②預金者が、次のいずれか(追加)に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 (追加) C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 (追加)	(4)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①・・・略・・・ ②預金者が、次のいずれか(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. <u>暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者</u> D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前記AからFに準ずる者 ③預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. <u>暴力団員等が経営を支配している</u> と認められる関係を有すること B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用している</u> と認められる関係を有すること D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている</u> と認められる関係を有すること E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ④預金者が、自らまたは第三者を利用して次の <u>いずれか</u> に該当する行為をした場合 A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前各号に準ずる行為	解約事由の追加。
③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A.・・・略・・・ B.・・・略・・・ C.・・・略・・・ D.・・・略・・・ E. その他前各号に準ずる行為		
12. (届出事項の変更、証書・印章の喪失等) (1)証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、 <u>ただちに書面によって</u> 当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	12. (届出事項の変更、証書・印章の喪失等) (1)証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、 <u>直ちに当金庫所定の方法により</u> 当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	届出方法の多様化に対応。
(2)・・・略・・・	(2)・・・略・・・	変更なし。
(3)・・・略・・・	(3)・・・略・・・	変更なし。